厚生労働省発薬食1006第51号 平成26年10月6日

薬事・食品衛生審議会会長西島 正 弘 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

諮 問 書

下記に係る品目の第一種使用規程の承認の可否につき、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第11条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1 品目名

大腸菌LacZ遺伝子を発現し、 34.5遺伝子・UL39遺伝子・ 47遺伝子を不活化された制限増殖型遺伝子組換え単純ヘルペスウイルス 1型(F株由来)(G47)

2 申請者

東京大学医科学研究所附属病院

以上

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

薬事·食品衛生審議会 会 長 西島正弘

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条に基づ〈遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認について(G47)

平成26年10月6日厚生労働省発薬食1006第51号をもって諮問のあった 下記のとおり答申する。

記

次の品目については、第一種使用規程の承認を可とする。

- 1. 品 目 名 大腸菌LacZ 遺伝子を発現し、 34.5遺伝子・ UL39遺伝子・ 47遺伝子を不活化された制限増 殖型遺伝子組換え単純ヘルペスウイルス1型(F株 由来)(G47)
- 2. 製造業者 東京大学医科学研究所附属病院